

麻薬年間報告書作成要領

この年間報告書は、麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条及び第49条に基づき届出するものであり、9月30日現在をもって作成するものです。その作成に当たっては、誤記、記載もれ及び虚偽の記載がないように十分注意してください。

※ 報告書の作成に当たっては、麻薬取扱の手引き（平成31年2月青森県健康福祉部医療薬務課）も参考とすること。

1 この年間報告書は、9月30日現在で麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者とする。）及び麻薬研究者が、必ず提出しなければならないものであること。

2 年間報告書の記載方法

(1)「品名」の欄は、〇〇末、〇〇散、〇〇注射液、〇〇錠とはっきり記載すること。

モルヒネ塩酸塩注射液、オピスタン注射液等にあつては、その力価（例えば、オピスタン注射液にあつては35mg、50mgなど）も併せて記載し、それぞれ別行に記載すること。

原末及び倍散についても、それぞれ別行に記載すること。

(2)「単位」欄は、

末・散剤	g	カプセル剤	Cap
水溶液	ml	スティック剤	包
アンプル入り注射液	A	貼付剤	枚
錠剤	T	バイアル	V
坐剤	個		

と記載すること。

なお、その他特殊なものについては適宜数量が特定できる表現とすること。

(3)「期初在庫」欄は、前年10月1日に保有していた麻薬全量を記載すること。

なお、この数量は前年の報告書の期末在庫の数量と合致していること。

ただし、やむを得ず期を越して保有した「患者等から返却されたが再利用しない麻薬」を期間内に調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量はこれに含めないこと。

※調剤済麻薬を、やむを得ず期を越して保有する場合は、原則としてこのような（使用できない不要な）麻薬は長期間所有するべきではないことから、すみやかに（遅くとも毎期末（9月30日）までに）廃棄のうえ、調剤済麻薬廃棄届を提出すること。

(4)「受入数量」欄は、前年10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬卸売業者等から譲り受けた数量を記載すること。

また、入院患者等から譲り受け、再利用する場合の麻薬がある場合は、その数量を、（ ）書きで別掲（内数）とすること。

※ 患者等から返却され、調剤済麻薬廃棄届により廃棄した麻薬は計上不要

なお、麻薬小売業者間譲渡許可に基づき譲受した麻薬については、「備考」欄にその数量、年月日を記載すること。

ただし、原末から予製剤を調製した場合は、原末と予製剤を別行に記載し、原末の「払出数量」欄には予製剤に使用した原末数量を記載し、「備考」欄に予製した旨記載すること。また、予製剤の「受入数量」欄には、調製した全量を記載すること。

(5)「払出数量」欄は、上記(4)の期間内に払い出し（交付、施用、譲渡、廃棄、事故等）した数量を記載すること。

なお、厚生労働大臣の許可を受けて譲渡した麻薬、麻薬小売業者間譲渡許可に基づき譲渡した麻薬、県知事あてに麻薬廃棄届を提出し廃棄した麻薬及び紛失、破損等により事故届を提出した麻薬については「備考」欄にその数量、年月日を記載すること。

※ 患者等から返却され、調剤済麻薬廃棄届により廃棄した麻薬は計上不要

- (6) 「期末在庫」欄は、9月30日現在をもって必ず現品を確認し、実際に保有する量を記載すること（使用中の散剤は秤量すること）。

ただし、やむを得ず期を越して保有した「患者等から返却されたが再利用しない麻薬」があった場合は、これに加えず、「備考」欄に「廃棄予定の調剤済麻薬」としてその数量を記載すること。

なお、粉末等の目切れ、あるいはアヘンチンキ等の自然揮散による誤差が生じている場合は、その旨及び数量を「備考」欄に記載するとともに、帳簿も同様に記載し、後日、県型保健所の担当職員の検査の際に確認を受けること。

3 その他

- (1) 訂正は、二重線見え消しにより行うこと。

- (2) 様式は、原則、青森県健康医療福祉部医療薬務課ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

なお、青森県ホームページからダウンロードした電子ファイル等で作成した年間報告書については、2部を印刷し、1部は県型保健所に提出し、1部を麻薬取扱者の控えとすること。